

二重下線は挿入部、取り消し線は削除部

金子座長代理の御意見

資料 2-2

CWD について

1967 年米国コロラド州フォートコリンズでミュールジカ (mule) に海綿状脳症が発生した。この地域はミュールジカ、アカシカを放牧あるいは捕獲飼育している。この他にアカシカ、オオジカ (elk)、ロッキー山脈ヘラジカも感染する。現在までコロラド、カンサス、ミネソタ、モンタナ、ネブラスカ、オクラホマ、サウスダコタ、ワイオミング、ニューメキシコ、ウイスコンシン、イリノイ州とカナダのサスカチュワン州 (1996 年)、アルバータ州でも発生が報告されている。CWD は捕獲されたヘラジカでは 1%未満から 71%までの罹患率が報告されている (ミュールジカとオジロジカで 1%未満から約 17%、ヘラジカで 1%未満という報告もある) (引用文献?)。

~~CWD の伝播経路は水平伝播によると考えられている。経口、直接接触 (土壌汚染が原因) によるもので、汚染飼料とは関係しないと考えられている。1982 年罹患シカの脳乳剤を用いて CWD をシカからシカに伝達した (引用文献?) した。しかし、株のタイピングではストレイピーとは異なる結果であった (マウス病変分布、マウス感受性)。CWD プリオンは罹患シカの脳、脊髄、脾臓、リンパ節で高濃度に存在する。~~

~~経口接種と接触による牛への伝達試験では、暴露後 5 年以上の経過でも陰性である。またコロラド州とワイオミング州の CWD 発生地域での牛 TSE のサーベイランスでは 1991 以後陰性である (J. Vet. Diagn. Invest. 2003)。米国では 1997 年以来、反芻動物飼料用にレンダリングする施設はシカとヘラジカの死骸の受け入れを禁止している (Code of Federal Regulation, Title 21 Part 589)。~~

現時点では、CWD が米国・カナダの BSE 汚染に寄与している証拠は得られていない (Williams ES. Chronic wasting disease. Vet Pathol 2005;42(5):530-49.)。しかし、米国を中心として CWD に関する研究が精力的に進められている現状を考慮すると、CWD が BSE の原因となりうるかどうかなどについて、結論づける段階には至っていない。なお、米国では 1997 年以来、反芻動物飼料用にレンダリングする施設はシカとヘラジカの死骸の受け入れを禁止している (Code of Federal Regulation, Title 21 Part 589)。

~~従って、CWD 罹患シカが牛への飼料になる可能性は非常に低い。現在までヒトへの感染の証拠は無い (E.S.Williams, M.W.Miller, Rev. Sci. Tech. Off. Int. Epiz. 2003)。これらのことから、米国・カナダの 20 ヶ月以下の牛 (2004 年 2 月以後の生まれ) が CWD に汚染される可能性は非常に低いと考えられる。~~

二重下線は挿入部、取り消し線は削除部

5 結論

これまでの国内のリスク評価では、BSE 対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、食肉・内臓のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則が主体で、一部、リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価することを余儀なくされた。これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある。

以上の点を踏まえると、米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性は、科学的には未だ不明であると言わざるを得ない。ただし、日本で年間に処理される全年齢の牛に由来する食肉・内臓と輸出プログラムの条件（全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛）等が遵守される場合を仮定すればの米国・カナダの牛に由来する食肉・内臓のリスクレベルについて、生体牛の背景リスク及び食肉・内臓のリスクを比較した場合、月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差は極めて非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある。

6 結論への付帯意見

⑤SRM 除去については、米国及びカナダにおけると畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残るは検証されていない。とくにせき髄片の食肉への混入は、その確立確率は低くとも、起きた場合にはリスク要因となり得ることを重視すると、SRM 除去に関して、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等とは見なしがたいかどうか不明である点は特筆されるべきである。従って、輸出規制の条件にせき髄除去の有効性についての科学的検証を加える等の対応が必要である。